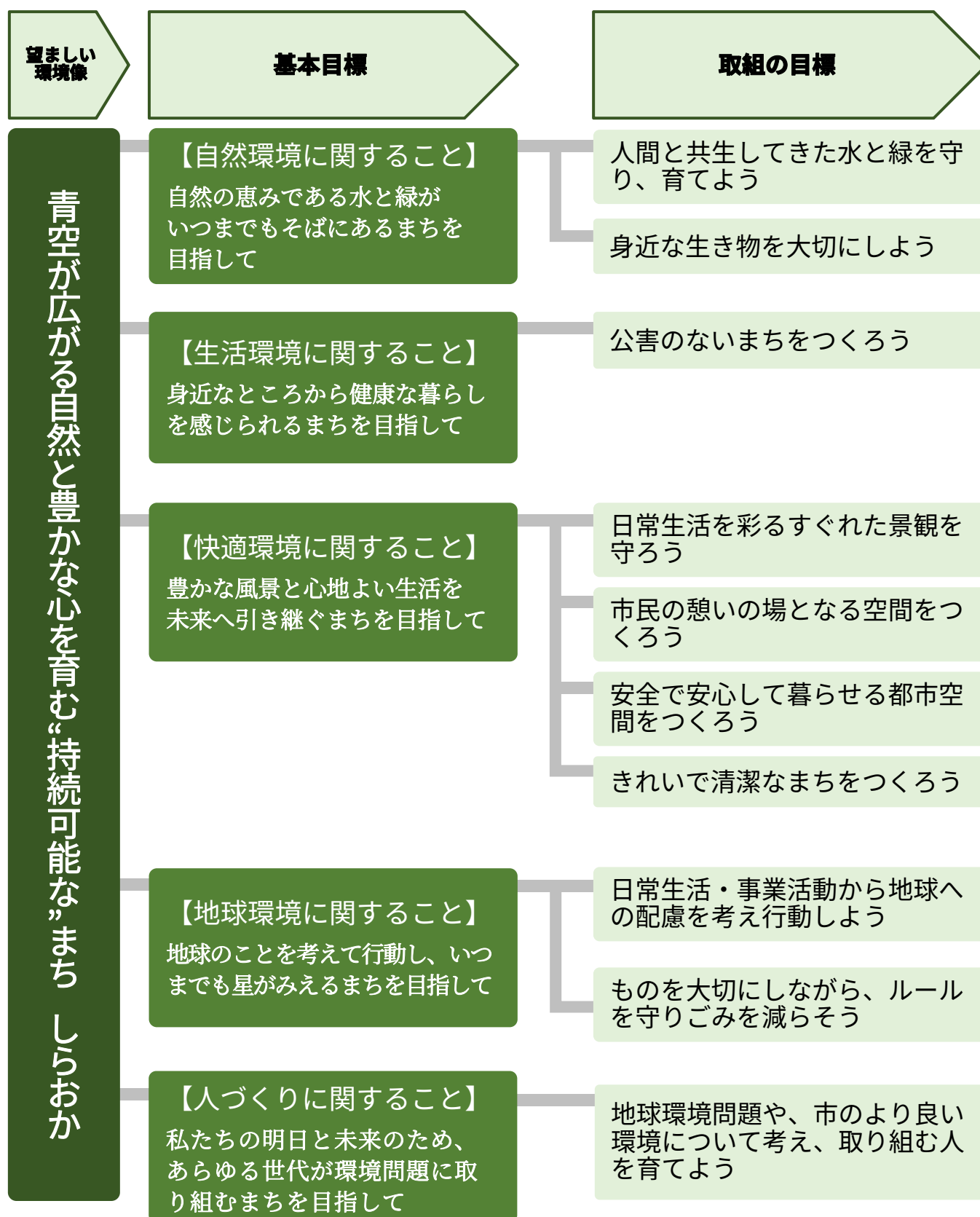
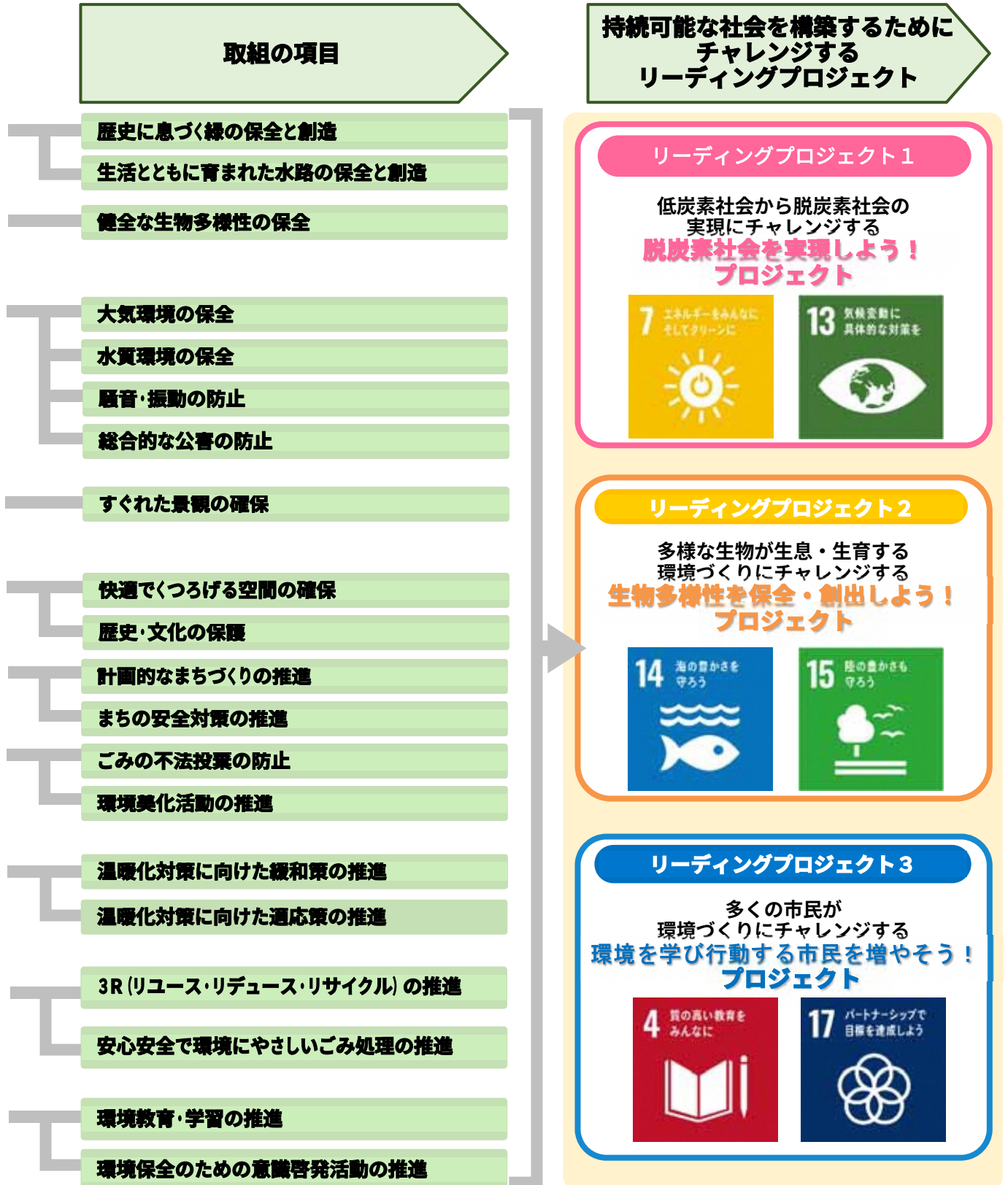


第4章 望ましい環境像を実現するための三者協働の取組

1. 取組の体系



市の望ましい環境像の実現に向けた、市・市民・事業者の三者協働の取組の体系を以下に示します。なお、本計画を進める上で、SDGs に対する市の貢献を視野に入れた持続可能な社会の構築に向けて、中心的・先導的な役割や、次世代を視野に入れた長期的な視点でとらえるべき環境づくりを「持続可能な社会を構築するためにチャレンジするリーディングプロジェクト」として位置付けます。



2. 三者協働の取組

【自然環境に関すること】

自然の恵みである水と緑がいつまでもそばにあるまちを目指して

取組の目標1. 人間と共生してきた水と緑を守り、育てよう

(1) 歴史に息づく緑の保全と創造

【市の取組（環境施策）】

- 維持することが難しくなっている市街化区域内の保存樹木・樹林については、奨励金などの支援により保全に努めます。
- 市民と協力し、「ふるさとの森」をはじめ、里山林、屋敷林、社寺林などの残された樹木・樹林の保全・管理に努めます。
- 各家庭、学校、事業所などで草花や樹木の植え付けなどが行われ、緑豊かでやすらぎが感じられるまちづくりを促進します。
- 地域の特色を活かした公園・緑地の形成を目指します。
- 市街化区域内の農地を生産緑地制度等により保全し、都市の緑地空間の確保を図ります。
- 大規模志向の強い地域農業の担い手に対し、農地の集積を図り、優良農地の保全、低利用農地及び遊休農地の有効利用を促進します。
- 農地中間管理事業、農地流動化奨励事業などを活用し、優良な農地の確保と農地の集積、遊休農地の活用を進めることで、生産性の高い農業を目指します。
- 農地の権利移転や農地転用に対し、許可及び審査を行い、適正な農地利用を促進します。
- 農業委員による農地パトロールにより、違法な埋立や転用等を未然に防止します。
- 農業用廃ビニール等の回収を実施します。
- 有害鳥獣の駆除対策を実施します。
- 耕作放棄地の解消に努めます。
- 農業・農村が持つ多面的機能が維持・発揮されるよう、国や県の交付金制度を活用した取組を進めます。

【市民の取組】

- 市の貴重な自然の保全に努めましょう。
- 農業体験などに参加し、農業に対する理解や関心を深めましょう。
- 周辺地域の人々と話し合い、緑の保全や遊休地の有効活用を図りましょう。
- 身近な動植物に関心を持ち、市の自然環境について話し合う機会を設けましょう。
- 休日には公園や水辺などの自然散策に出かけ、自然を身近に感じる機会を持ちましょう。
- 環境保全団体などが主催する自然保護活動に参加しましょう。
- 市の特産品である梨を守るため、梨の赤星病を媒介するビャクシン類の防除等に協力しましょう。
- 所有する田畑については、適正な手入れ、管理、保全に努めましょう。

【事業者の取組】

- 市の貴重な自然の保全に努めましょう。
- 周辺住民や市と連携し、生き物の観察や自然学習会などに参加し、地域の環境保全活動に努めましょう。
- 建設事業においては、自然環境に配慮された工法や構造を採用し、エコ建材など原材料についても積極的に使用しましょう。
- 事業に当たっては、周辺環境への影響を考慮した経営を行いましょう。
- 自然保護や、心地よい景観創出に関わる環境づくり活動への支援・参加に努めましょう。
- 事業所内での緑化を進め、周辺との環境調和や景観美化を図りましょう。



柴山沼

（２）生活とともに育まれた水路の保全と創造

【市の取組（環境施策）】

- 市内唯一のビオトープである柴山沼の維持管理に努め、親水空間の保全に努めます。
- 多自然型工法の採用による自然環境への配慮を河川管理者に働きかけ、河川等を整備・充実し、水辺環境の保全・創造に努めます。
- 水辺の管理・活用などに関わるボランティア組織の協力体制づくりを促進します。
- 河川・水路の水質監視体制を強化し、汚濁源への改善を要請するとともに、維持・管理に努めます。
- ごみなどの不法投棄防止の啓発活動や、水生生物などを呼び戻す活動、川の国応援団制度の導入などによる河川敷や用排水路の清掃活動など、市民の水環境保全活動を促進します。
- 治水機能の向上に向けて、河川や用排水路、池沼の適切な維持管理に努めるとともに、さらなる治水機能の向上を求めて国や県に働きかけます。
- 各土地改良区や水利組合等と連携しながら、用排水路やかんがい用水門などの水路設備の適正な維持・管理と長寿命化に努めます。
- 水害防止への対応として、雨水排水施設の整備を進めるとともに、河川改修、調節池等の整備を県に要望します。また、保水・遊水機能を有する農地の維持・保全等により、総合的な治水対策の推進を図ります。

【市民の取組】

- 川や沼など水辺の環境を守り、生き物の生息環境の確保や水質保全につながるよう、知識や理解を深めましょう。
- 豊かな自然環境や私たちの生活が河川等の水資源から大きな影響を受けていることを認識し、貴重な水資源について関心を持ちましょう。
- 良好な水環境を守り、永く引き継いでいくために、河川等水辺周辺の清掃やボランティア活動に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 地域の動植物の良好な生育環境を保つため、地域の水辺や緑の保全に努めましょう。
- 河川等水環境保全のための清掃やボランティア活動への支援や協力に努めましょう。

取組の目標 2. 身近な生き物を大切にしよう

(1) 健全な生物多様性の保全

【市の取組（環境施策）】

- 市内に生息する生き物などの調査を実施し、市民への情報提供を行います。
- 市民や関係機関と連携し、貴重な生物や在来種の保護、外来種の移入防止などの必要な保全措置を図ります。
- 公園や学校などの公共用地については、生態系に配慮して自然環境の創造に努めます。

【市民の取組】

- 減少傾向にある在来種の保護に努め、また外来種についての情報や知識を共有し、むやみに動物を放さないようにしましょう。
- 敷地内に実のなる木を植えるなどして、鳥や昆虫を守りましょう。
- 市内に生息する生き物に関心を持ち、保全する意識を持ちましょう。

【事業者の取組】

- 河川、森林、農地、湿地などが、様々な動植物の生息基盤となることを認識し、自然環境の保全に努めましょう。
- 建設事業等に当たっては、生き物や生態系に配慮した工法を用いましょう。
- 市内に生息する生き物に関心を寄せ、環境保全への意識向上のための啓発活動に努めましょう。
- 外来生物などの有害鳥獣についての情報収集に努め、駆除活動に協力しましょう。

■自然環境に係る数値目標

項 目	基 準 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	目 標 (令和 12 年度)
市街化区域内の保存樹林の指定面積	20,388 m ²	現状維持	現状維持
市街化区域内の保存樹木の指定本数	10 本	現状維持	現状維持
ふるさとの森の指定面積	22,580 m ²	現状維持	現状維持
ビオトープの数	1 箇所	現状維持	現状維持
公園緑地面積	39.43ha	39.43ha	40.54ha
川の国広援団登録数	6 団体	9 団体	12 団体

【生活環境に関すること】

身近なところから健康な暮らしを感じられるまちを目指して

取組の目標 1. 公害のないまちをつくろう

(1) 大気環境の保全

【市の取組（環境施策）】

- 大気汚染防止法に基づき、大気汚染物質の排出規制等の指導の徹底を図るとともに、情報提供や意識啓発に努めます。
- 公共交通機関や自転車の利用、エコドライブの普及など、排気ガス抑制に向けた取組を推進します。
- 環境汚染による市民の健康被害を防ぐため、PM2.5に関する情報、光化学スモッグに関する注意報・警報など緊急を要するものや、環境測定調査結果などの情報の周知を図ります。
- 人体に有害である石綿（アスベスト）の大気中への飛散を防ぐため、建築物の解体工事などにおける飛散防止対策の指導を徹底します。

【市民の取組】

- 自動車に頼る生活が、市のきれいな空を汚し、農作物や市民の健康に影響を及ぼすことを認識しましょう。
- 自動車で外出する際には不要なアイドリングをやめ、速度変化の少ない運転を心掛けるなど、エコドライブに努めましょう。
- ノーカーダーに率先して協力しましょう。
- 自家用車の買い換えの際には、低公害車や次世代自動車を購入しましょう。
- 自家用車の利用をなるべく控え、徒歩や自転車、電車などの公共交通機関を利用しましょう。
- 人体に有害である石綿（アスベスト）について正しい知識を持ち、事業者からの情報開示の機会には積極的に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 事業活動を進めるに当たっては、大気・土壌汚染や水質汚濁などに配慮し、地域の環境悪化への回避や低減に努めましょう。
- 駐車場やターミナルにおいて、アイドリングストップの徹底と啓発表示を行いましょう。
- ノーカーダーの実践に努めましょう。
- 低公害車や次世代自動車の導入を進めましょう。
- 自動車の急発進、無駄な空ぶかし、過積載をなくしましょう。
- 工事での重機等使用においては、排出ガス対策型建設機械を使用し、大気環境汚染の防止に努めましょう。
- 人体に有害である石綿（アスベスト）を含む建築物の解体時には、事前調査や分別解体の徹底、廃棄物の適正処理を行いましょう。

(2) 水質環境の保全

【市の取組（環境施策）】

- 河川の水質浄化を図るため、公共下水道の整備を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置を促進し、生活排水処理対策を推進します。
- 都市の健全な発展と公衆衛生の向上や公共水域の水質保全のため、「白岡市生活排水処理基本計画」に沿った下水道事業を進めます。
- 事業実施においては、雨水浸透ますや透水性舗装など雨水浸透に配慮した整備に努めるとともに、民間への普及を図ります。
- 農業用水路の維持管理を促進します。
- 農業集落排水施設の計画的な改修や更新を進め、適正な維持・管理に努めます。
- 家庭において適正な排水処理がなされるよう、「広報しらおか」やイベント等を通じて情報の提供と意識の醸成を図ります。

【市民の取組】

- 油やしょうゆ、みそ、お酒などは流しに流さないよう日常生活から出る排水に気を配り、市のきれいな水環境を守る意識を持ちましょう。
- 調理器具や食器は、汚れをふきとってから洗いましょう。
- 洗剤の使いすぎに注意しましょう。
- 公共下水道及び農業集落排水が整備された地域では、接続を早めに行いましょう。
- 公共下水道及び農業集落排水が整備された地域以外で単独処理浄化槽を設置している場合は、合併処理浄化槽への転換を図りましょう。
- 年に一度、浄化槽の法定点検を受けましょう。

【事業者の取組】

- 環境関係法令を遵守し、有害な物質は適切な方法で処理しましょう。
- 事業活動を進めるに当たっては、水質汚濁に配慮し、地域の環境悪化への回避や低減に努めましょう。



市内を流れる用水路
(田んぼの学校生物観察会)

(3) 騒音・振動の防止

【市の取組（環境施策）】

- 交通騒音に関して、適宜測定を行い、基準を超過する地点については、関係機関に適切な処置を講じるよう働きかけます。また、工場等の騒音・振動の監視・指導の強化に努めます。
- 建築、土木工事及び工場等の機器の騒音・振動について、基準値の周知や監視・指導の強化に努めます。
- 道路の維持補修を推進します。
- 市民一人一人の騒音・振動防止意識の高揚に努めます。

【市民の取組】

- 日常生活に伴う音や振動が、近隣住民の迷惑となることを日頃から認識し、時間帯などを考慮した生活行動を心掛けましょう。
- 家電製品を購入する際には、低騒音型のものを選びましょう。
- 住宅地内などの生活道路では徐行を心がけましょう。
- 生活音や振動を防ぐために、発生源を囲う、床に消音材を敷く、塀を設けるなどの工夫をしましょう。

【事業者の取組】

- 輸送や運搬においては、道路周辺住民の生活の妨げとならないよう、車の制限速度を守り、騒音や振動の軽減に努めましょう。
- 住宅地内などの生活道路では通り抜けはやめましょう。
- 法令による基準を遵守し、周辺住民に迷惑がかからないようにしましょう。また、工事等により発生する騒音・振動は極力制御し、周囲の理解を得る努力をしましょう。
- 防音機能の強化など、施設の改善に努めましょう。
- 工事などで使用する機械等は、低騒音型のものを採用しましょう。
- 近隣の環境に配慮した作業時間を設定しましょう。

（４）総合的な公害の防止

【市の取組（環境施策）】

- 公害についての監視を強化し、公害発生の未然防止に努めます。
- 関係機関と連携し、公害の発生源に対して、事業所への立入検査、適正な管理や改善についての指導を行います。
- 開発行為に当たっては、白岡市開発行為等指導要綱に基づき、開発区域周辺の住環境等に配慮します。
- 分別収集の徹底等適正な廃棄物処理を推進し、有害ごみによる汚染を未然に防止するよう努めます。
- 新たな有害化学物質に関する情報の収集及び提供に努めます。
- 環境にやさしい農業を促進するため、農薬や化学肥料の使用量を減らして栽培する技術の普及・拡大を図ります。
- 農薬の適正使用や管理について指導に努めます。
- ダイオキシン類やばい煙などの排出抑制と廃棄物の適正処理のため、野外での焼却（野焼き）は、農業者が行うやむを得ないものを除いて指導します。
- 環境省が策定した「光害対策ガイドライン」に則り、市が管理する屋外照明等において、安全・防犯と自然環境の保全・省エネルギーの両立を目指します。
- 市民の身近な生活環境等における放射線量を把握するために、定期的な定点測定の実施及び市民への放射線測定器の貸出しを行います。
- 公害や環境問題等、市民から寄せられる様々な苦情や提案については、関係機関と連携して迅速かつ適切に対応します。

【市民の取組】

- 除草剤や有機溶剤など有害物質の使用はできるだけ控え、使用する場合は適正に使用しましょう。
- 家庭から出る生活ごみの野外焼却は行わないようにしましょう。
- 法律の例外として認められている農作業等で発生した枝木等の野外焼却についても、時間や風向きを考慮して行うようにしましょう。



新白岡のまちなみ

【事業者の取組】

- 工場や事業所から排出される排水による汚染や廃棄物の混入など、環境汚染の未然防止に努めましょう。
- 廃棄物の減量化を積極的に進め、排出された廃棄物は、法令等を厳守し適正に処理しましょう。
- 事業者各々が環境保全のための有効な取組やしくみを構築し、積極的に環境改善に努めましょう。
- 化学物質の有害性を把握し、リスク評価や管理を徹底し、自主的な改善への取組を行いましょう。
- 農薬の散布には飛散しにくい薬剤を選び、風向きや位置、方向に細心の注意を払い、事故を未然に防ぎましょう。
- 環境対策の担当者を明確にし、問い合わせや苦情に対応するしくみをつくりましょう。
- 公害に関する自主的な管理体制や管理方法を定めて適正に運用しましょう。
- 廃棄物の野外焼却を行わず、法律に従い適正に処理しましょう。
- 法律の例外として認められている農作業等で発生した枝木等の野外焼却についても、時間や風向きを考慮して行うようにしましょう。
- 環境省が策定した「光害対策ガイドライン」に則り、適正に屋外照明等を設置し、使用しましょう。

■生活環境における数値目標

項 目	基 準 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	目 標 (令和 12 年度)
生活排水処理率	80.4%	90.0%	95.0%
下水道整備率	95.8%	96.5%	97.0%
河川 BOD 濃度の基準値達成状況 (市内 6 河川※／夏季・冬季)	すべての箇所で 5mg/L 以内	すべての箇所で 5mg/L 以内	すべての箇所で 5mg/L 以内

※市内 6 河川：隼人堀川、姫宮落川、備前堀川、星川、元荒川、三ヶ村落川

【快適環境に関すること】 豊かな風景と心地よい生活を未来へ引き継ぐまちを目指して

取組の目標1．日常生活を彩るすぐれた景観を守ろう

（1）すぐれた景観の確保

【市の取組（環境施策）】

- 優良な農地や水辺空間、里山などの保全に努めます。
- 名木や古木、屋敷林、社寺林、史跡など、歴史・文化的景観の保護を図ります。
- 神社仏閣などによる歴史的な景観の維持・保護に努めます。
- 県の記念物や市の天然記念物、市の有形民俗文化財などの歴史的な景観資源の保護・活用に努めます。
- 遊休農地の活用や景観作物の栽培、ビオトープの形成などを促進し、自然景観の回復を図ります。
- 周辺の景観に与える影響が大きい大規模な建築や開発、特殊な施設の設置に当たっては、「埼玉県景観条例」及び「埼玉県景観計画」に基づき、景観形成のための適正な指導、助言に努めます。
- 埼玉県景観計画において、特定課題対応区域として位置付けられた区域を中心に、農地や水辺空間などの自然景観の保全に努めます。
- 地区の特色を活かし、自然と調和した景観形成に向け、市民参加による「地区計画」等の導入を推進します。
- 白岡菖蒲 IC 周辺における工業系産業施設の整備に当たっては、周辺環境と調和した市の新たな玄関口にふさわしい景観の形成に努めるとともに、「埼玉県景観条例」及び「埼玉県景観計画」に基づき、景観形成のための適正な指導、助言に努めます。
- 駅前の建築物については、景観に配慮した街並みが形成されるよう指導・誘導していきます。
- 耕作放棄地での景観作物の植栽や、「花いっぱい運動」、「オープンガーデン」など、市民主体の花や緑を活かした景観づくりを促進します。
- 都市計画道路や駅前空間は、街路灯により演出される景観の形成を図るとともに街並みの景観向上に向けて、電線類の地中化を検討します。
- 「観光・レクリエーション拠点」としての柴山沼を中心とする公園については、良好な水辺や緑を活かして適切な景観整備を進めます。
- 白岡駅や新白岡駅の駅前空間は、住民の交流の場として、案内板・情報掲示板の設置や駅前広場の整備等により景観の向上を図ります。
- 公園については、周辺に配慮した適切な景観整備に努めます。
- 白岡ニュータウンやパークシティ白岡が形成している良好な都市景観の維持・保全を図ります。
- 街路樹や花の植栽の充実、建物や看板デザインの誘導などにより、個性的で美しい街並み景観の形成を図ります。
- 学校や市民に向けての景観に対する学習機会を増やし、子どもから高齢者にいたる市民に対して、自然景観や街並み、建築デザイン等に対する関心、意識の向上に努めます。
- 公共施設の整備・改修に当たっては、明確なコンセプトのもと、開放感を備え、緑に囲まれ、美しく親しみやすい建築物を建てる等、統一性のある景観を形成します。

【市民の取組】

- 所有する田畑については、適正な手入れ、管理、保全に努めましょう。
- 住民同士で協力しあい、定期的に地域の清掃・美化活動に参加しましょう。
- 庭などに木を植え、ブロック塀を生垣にするなど、敷地内の緑を増やしましょう。
- 天然記念物や文化財の保護活動に協力しましょう。
- 市の心地よい景観を確保するため、緑化活動やまちづくりなどに積極的に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 事業所敷地内や周辺の清掃を定期的に行い、地域の環境意識の向上や美化に努めましょう。
- 周辺住民や市と協力し、農地や水辺、里山などの保全に努めましょう。
- 事業所敷地内の緑化に努めましょう。
- 天然記念物や文化財の保護活動団体への支援、協力を図りましょう。



ふれあいの森公園（小久喜地内）

取組の目標2．市民の憩いの場となる空間をつくろう

(1) 快適でくつろげる空間の確保

【市の取組（環境施策）】

- 公園、緑地、河川、水路、農地、社寺林、屋敷林、街路樹、庭木、公共空間、私的空間などのそれぞれの役割を果たした緑のネットワークの形成に努めるとともに、計画的な緑の整備（公園の整備等）の推進、私的空間などの緑の創出の促進などを図ります。
- 土地区画整理事業の進捗に合わせ、街区公園の整備を進めます。また、公園や緑地は、住民の健康づくりや交流の場として安全に利用できるよう管理に努めます。
- 河川等については、地域特性を活かし、景観や生態系に配慮しつつ、沼や河川・用水路の親水環境や、遊歩道等の整備を検討するなど自然とふれあうことのできる水辺空間の形成を目指します。
- 河川沿いの親水空間を活用した快適な遊歩道を整備し、「緑のヘルシーロード」や「水と緑のふれあいロード」との連携を図ります。
- 自然環境が豊かな河川沿いの遊歩道について、舗装の改善・整備を進めながら、景観に配慮した植栽、ベンチ等の設置を進めます。
- 白岡市総合運動公園周辺について、自然環境を活かした公園・緑地としての土地利用の保全を図ります。
- 柴山沼周辺は、多くの人々が余暇を楽しめるような公園・緑地としての土地利用の保全を図ります。
- 地域コミュニティの場として、既存の公園・緑地の充実を図るとともに、市民や関係団体等との協働による適切な維持・管理に努めます。一部の遊具・施設の老朽化が進んでいることから、公園長寿命化計画を策定し、計画に基づき更新・補修を推進します。
- 快適で安全な歩行空間を確保するため、歩道の拡幅整備やバリアフリー化など、人にやさしい道づくりを推進します。また、道路の里親制度等により、市民の道路愛護意識の向上に努め、快適な道路環境を守ります。
- 良好な住環境の整備・改善により住宅地の質の向上を目指します。また、公共施設の整備により日常生活を豊かにし、快適な生活環境の実現を目指します。
- 自然の中の緑及び優良農地は、これを極力保全し、生活の中に憩いと安らぎを与える良好な緑地空間の形成を目指します。
- 市民ニーズを的確に把握し、市民や関係団体等の参画により、誰もが安全で安心して利用できる公園の整備を図ります。

【市民の取組】

- 公園・緑地が動植物の生息地や生育地となり、市の良好な自然環境を形成していることを認識しましょう。
- 歩道や沿道などの設備への緑化・美化活動には積極的に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 配送時の駐車においては、周辺の交通状況に配慮し、作業時間の短縮を図り、交通の流れを妨げることをしないよう努めましょう。
- 従業員一人一人が高い社会意識を持ち、環境整備活動や地域ボランティアには積極的に参加しましょう。



まちなか花のオアシスガーデン（白岡地内）

（２）歴史・文化の保護

【市の取組（環境施策）】

- 白岡市文化財保存活用地域計画に基づき、地域の環境、景観などを含めた指定、未指定の文化財を一体のものとして捉え保護するとともに、市民と協働して地域の文化財を地域の手で守る取組の充実を図ります。
- 児童生徒や市民を対象とした学習講座、講演会、ワークショップなどの文化財学習の機会を充実し、文化財の重要性についての教育普及活動に努めます。
- 指定、未指定にかかわらず地域文化財の保存・活用を図り、文化財の総合的把握に関する調査研究活動を充実させ、その成果に関する積極的な情報発信に努めます。

【市民の取組】

- 身近な文化財や地域の環境、景観などを含めた歴史文化に関心を持つとともに、関心を持つ人の輪を広げましょう。
- 文化財愛護活動や学習会に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 市内の文化財を尊重し、地域の歴史文化を産業に取り込み活かす商品開発、営業活動に努めましょう。



忠恩寺山門（高岩地内）

取組の目標３．安全で安心して暮らせる都市空間をつくろう

(1) 計画的なまちづくりの推進

【市の取組（環境施策）】

- 都市計画マスタープランなどに基づき、水と緑が調和した計画的な土地利用の促進に努めます。
- 公共建築物の建設、道路や橋梁の整備、河川の改修などに当たっては、周囲の景観に調和した統一的なデザインや色彩の積極的な導入や、多自然型工法の採用、緑化などに努め、民間の景観への取組をリードします。また、国・県等の公共事業についても、地域景観に配慮するよう要請していきます。
- 歩道や交通安全施設などの道路環境の向上、ポケットパークや多目的トイレの整備、ユニバーサルデザインの積極的な導入の促進など、人にやさしいまちづくりを進めます。
- 土地区画整理事業等により整備された住宅地は、今後も良好な環境の維持・保全を図るとともに地域の活性化を図ります。
- 大規模小売店舗の進出に際しては、「大規模小売店舗立地法」に基づき、周辺地域の生活環境や景観の保持に努めます。
- 建築物は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づいて、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき整備を図ります。特に、公共建築物については、民間建築物の模範となるよう、より水準の高いバリアフリー化を図ります。
- 景観、環境等に配慮した道路整備を推進します。
- 関係団体と連携し、市民主体の花と緑を活かした観光まちづくりを促進します。
- 整備済みの公園等は、効果的な活用に向けて、市・市民・事業者の協力により、市民参加のシステムづくりやボランティア活動の組織づくりを行い、魅力あふれる緑の形成を図ります。

【市民の取組】

- 新築やリフォームを行う際には、環境にやさしいエコ建材や技術を取り入れ、住宅の省エネルギー化を図りましょう。
- 人や環境にやさしく、快適で豊かな生活の基盤となる地域づくり、まちづくり事業には、積極的に参加しましょう。
- 美しい景観が市の財産となることを認識し、景観向上のための意識の高揚を図りましょう。

【事業者の取組】

- 事業所の敷地内の緑化に努めましょう。
- 歩道など道路上で歩行の妨げになる看板等の設置はやめましょう。
- 人や環境にやさしく、快適で豊かな生活の基盤となる地域づくり、まちづくり事業には、積極的に参加・協力しましょう。

(2) まちの安全対策の推進

【市の取組（環境施策）】

- 大規模地震などの災害から市民の生命・財産を守るため、地震に強い建物づくりを進めます。
- 避難場所・避難路となる公園・道路等の防災空間の確保、防災上有効な緑化を図り、災害に強いまちづくりを進めます。
- 空き地や空き家が周辺環境に影響を及ぼさないよう対策を講じます。
- 公共施設のバリアフリー化など、市民が安心して外出できる環境の整備に努めます。
- 住宅改修の補助等により、市民の居住環境の向上を図るとともに、高齢者や障がい者等にやさしい住宅のバリアフリー化の普及を促進します。
- 歩道の幅員の確保、自転車道の整備を含む歩車道の分離、歩道段差の解消、誘導案内機能の充実など誰もが安心・安全に利用できる、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、歩行空間の整備を推進します。
- 住民にとって重要な移動手段となる鉄道やバス等の公共交通機関は、駅舎やバス停等ユニバーサルデザインの考え方に基づいた公共交通施設の整備に努めます。
- 地域の必要に応じて、防犯灯等の防犯施設の整備・充実を図るとともに、既設防犯灯についてはCO₂削減効果の高いLED照明化を進めるなど、適切な維持管理に努めます。
- 犯罪の起こりにくい環境づくりために、道路・公園等の樹木を剪定・伐採し、死角を作らないよう、維持管理に努めます。
- 広場・空き地の有効利用、公園・緑地の整備を推進し、身近な避難場所となるオープンスペースを確保します。
- 農地や河川の自然空間の保全により治水機能を保持します。

【市民の取組】

- 渋滞の原因や事業の妨げとなり、日常生活への支障となる違法駐車や路上駐輪をやめましょう。
- 人や環境にやさしく、快適で豊かな生活の基盤となる地域づくり、まちづくり事業には積極的に参加しましょう。
- 自己の土地・家屋を適切に管理し、安全で清潔な生活環境の保全に努めましょう。

【事業者の取組】

- 事業所の周辺、輸送や移動に伴う違法駐車や路上駐輪の防止に努めましょう。
- 事業所の新築・増改築に当たっては、耐震性、防災面、環境面などを考慮しましょう。
- 事業所敷地内において、倉庫や設備の点検を定期的に行い、日頃から防災への意識向上を図りましょう。

取組の目標４．きれいで清潔なまちをつくろう

(1) ごみの不法投棄の防止

【市の取組（環境施策）】

- 警察をはじめ関係機関及び地域住民との協力や環境パトロールを実施して、ごみの不法投棄に対する監視体制の強化に努めます。
- 道路、河川敷などに捨てられた不法投棄物の収集・処理を行うとともに、不法投棄防止看板の設置を行います。
- ごみ、たばこのポイ捨て、ペットのフンの後始末など、マナーの向上を推進します。
- 駅周辺の生活環境保持のため、駐輪スペースの確保や放置自転車の定期的な撤去、啓発活動等を今後も引き続き実施し、放置自転車対策を推進します。

【市民の取組】

- ごみ・たばこやペットボトル・空き缶等のポイ捨てをやめ、ペットのフンの後始末を徹底し、外出先にはごみ袋を持参し、ごみを持ち帰りましょう。
- 地域の清掃活動等に参加しましょう。
- 自己の土地・家屋の管理に責任を持ち、不法投棄の防止対策や衛生管理に努めましょう。

【事業者の取組】

- 市民や行政と連携し、情報を共有しながら、廃棄物の不法処理を防止する活動に協力しましょう。
- 事業所周辺の美化に努めましょう。
- 事業で発生した廃棄物は、事業主が責任を持って処分をしましょう。



環境美化運動

(2) 環境美化活動の推進

【市の取組（環境施策）】

- 各行政区や自治会等の協力を得て、ごみゼロ・クリーン運動などの清掃活動、美化活動を促進します。
- 子どもの頃からの環境美化教育、市民や事業者への啓発により、ごみの散乱防止を図ります。
- 公園、街路樹の整備と適切な管理など、公共空間の美化・緑化に努めます。
- 関係機関と連携し、害虫等の駆除・発生源対策に努めます。
- 有害鳥獣の駆除対策を実施し、農産物被害の拡大を防止します。
- 市民の水環境に関する学習機会の充実を図るとともに、市民主体による河川美化活動や水環境愛護活動を支援します。

【市民の取組】

- 周辺住民とともに環境美化運動に参加し、地域ぐるみでのごみの削減に努めましょう。
- 子どもの環境美化教育に努めましょう。
- 自宅や周辺の清掃活動に参加し、市内の美化に努めましょう。

【事業者の取組】

- 周辺住民とともに環境美化運動に参加し、地域ぐるみでのごみの削減に参加・協力しましょう。

■快適環境における数値目標

項 目	基 準 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	目 標 (令和 12 年度)
公園緑地面積（再掲）	39.43ha	39.43ha	40.54ha
天然記念物の保全	4 件	4 件	4 件
住宅の耐震化率	93%	95%	概ね解消
不法投棄物回収（環境パトロール） 実施回数	月 4 回以上実施	月 4 回以上実施	月 4 回以上実施
ごみゼロ・クリーン運動参加者数	9,225 人	9,600 人	10,000 人
環境美化活動の実施支援団体数	延べ 20 団体	延べ 30 団体	延べ 40 団体

【地球環境に関すること】

地球のことを考えて行動し、いつまでも星がみえるまちを目指して

取組の目標 1．日常生活・事業活動から地球への配慮を考え行動しよう

(1) 温暖化対策に向けた緩和策の推進

【市の取組（環境施策）】

- 公共施設の電力調達については、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用・活用を積極的に推進している事業者から調達します。
- 公共施設は、石油依存度低下につながる再生可能エネルギー機器の導入・活用を推進します。
- 市民や事業者に対して、低公害車や次世代自動車の普及、ノーカーデー、エコドライブの促進を図ります。
- 市役所や公共施設の事務・事業に当たっての移動については、できる限り自転車や徒歩で移動します。
- 公用車の更新に当たっては、低公害車や次世代自動車への移行を進めます。
- 公用車の利用に当たっては、タイヤの空気圧のチェックなどの、点検・整備をこまめに実施します。
- 公用車の運転の際には不要なアイドリングをやめ、速度変化の少ない運転を心掛けるなど、エコドライブに努めます。
- 防犯灯の更新及び新設に当たっては、CO₂削減効果の高い LED 照明など省エネルギーなものを選択します。
- 企業に対して、環境関連情報の提供に努めるなど、世界的な基準である ISO14001 認証取得を支援します。
- 公共施設においては、空調や照明の適正管理、3R（リユース・リデュース・リサイクル）、節水等を推進して、省エネルギーの取組を進めます。施設の更新等に当たっては、省エネルギー、再生可能エネルギー機器等の導入に努めます。
- 市民や市内の事業者に対して、冷暖房の適温管理や資源の再利用、省エネルギーの取組の普及を図ります。
- 創エネルギー・省エネルギー機器の設置に対する助成を行います。
- 限りある資源の大切さなど節水意識の向上を図ります。
- 市の事務事業にかかる委託業務に当たっては、委託業者に向けた環境配慮等の促進を行います。
- 省資源・省エネルギー等に配慮した環境負荷の少ない住宅の普及を図り、環境にやさしい住宅づくりを促進します。
- 温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す COOL CHOICE を推進します。
- 温暖化対策の一環として、公共施設等に緑のカーテンを設置するとともに、市民や事業者への普及啓発に努めます。
- 国、県、市等で行う脱炭素社会構築のための行動促進の呼びかけ（キャンペーン）を、市民・事業者者に周知します。
- エコライフ DAY の参加を広い世代、様々な主体に呼びかけます。
- 市の全域から排出される温室効果ガスの削減を目指した「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定に努め、市・市民・事業者の三者協働による総合的な温暖化対策を推進します。

【市民の取組】

- 自然環境について関心を持ち、家庭や様々なコミュニティにおいて、私たちの暮らしと環境の関わりについて、理解を深めましょう。
- これまでの生活活動を見直し、節水や節電に努め、日常における様々な無駄をチェックしましょう。
- 一人一人が省エネルギーに努めるとともに、再生可能エネルギーについての理解や知識を深め、再生可能エネルギー機器を導入しましょう。
- 外出の際には、できるだけ自転車や徒歩、公共交通機関を利用しましょう。
- 自動車を買替えるときには、低公害車や次世代自動車への移行を進めましょう。
- 自動車の利用に当たっては、タイヤの空気圧のチェックなどの、点検・整備をこまめにしましょう。
- 自動車で外出する際には不要なアイドリングをやめ、速度変化の少ない運転を心掛けるなど、エコドライブに努めましょう。
- こまめに蛇口を閉める、泡切れのいい洗剤を選ぶ、シャワーヘッドに節水器を取り付けるなど、家庭内において節水を実践しましょう。
- 水道メーターなどを定期的に確認し、漏水の早期発見に努めましょう。
- 緑のカーテンを自宅に設置するなど、環境にやさしい取組をしましょう。
- 国、県、市等で行う脱炭素社会構築のための行動促進の呼びかけ（キャンペーン）などに積極的に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 事業所内の温度を適正に管理し、消灯などの節電、節水を徹底し、備品の再利用など省エネルギーに努めましょう。
- ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムを取得するなど、自主的な取組を行いましょう。
- 事業所や事業活動において省エネルギー・再生可能エネルギー機器の導入を図りましょう。
- 事業所の車両更新に当たっては、低公害車や次世代自動車への移行を進めましょう。
- 自動車の利用に当たっては、タイヤの空気圧のチェックなどの、点検・整備をこまめに実施しましょう。
- 走行の妨げとなる駐車はやめましょう。
- 駐車場やターミナルにおいて、アイドリングストップの徹底と啓発表示を行いましょう。
- 輸送や移動には低公害車や次世代自動車を導入し、環境保全や事故防止につながるエコドライブや物流の効率化を図りましょう。
- 事業所内の給水設備などを定期的に確認し、漏水の早期発見に努めましょう。
- 事業所に緑のカーテンを設置するなど、環境にやさしい取組をしましょう。
- 国、県、市等で行う脱炭素社会構築のための行動促進の呼びかけ（キャンペーン）などに積極的に参加しましょう。
- 通勤の際にはできるだけ自転車や徒歩、公共交通機関を利用しましょう。
- 温暖化対策の推進につながる環境保全団体に対する協力・支援や情報提供に努めましょう。

（２）温暖化対策に向けた適応策の推進

【市の取組（環境施策）】

- 河川や水路の改修、排水施設の整備、雨水流水対策等を推進します。
- 下水道管や雨水流出抑制施設等の適切な維持管理を行います。
- 市民、事業者への地震・洪水ハザードマップの周知徹底を図ります。
- 防災訓練や防災に係る出前講座などを通じて、市民の防災意識の向上を図ります。
- 地域の自主的な防災組織の育成を促進します。
- 公共施設におけるエアコンの使用に当たっては、適切な温度設定と機器の維持管理に努めます。
- 温暖化による気温上昇に伴い懸念される熱中症の予防に関する情報提供を行います。
- 温暖化による気温上昇に伴い懸念されるデング熱等の発生など、感染症リスクに関する情報提供を行います。
- 気候変動と生態系の変化に係る情報収集と提供に努めます。

【市民の取組】

- 家庭において、様々な知恵を活かしたクールビズやウォームビズを実践しましょう。
- 暑さ指数を確認できる熱中症モニターを携行しましょう。
- 気候の変化に応じた居住環境の選択やライフスタイルの工夫を心がけましょう。
- 地震・洪水ハザードマップを把握しましょう。
- 防災グッズを準備しましょう。
- 地域の防災活動に参加しましょう。
- 温暖化による気温上昇に伴い傷みやすくなる食品の衛生管理など、食中毒対策を図りましょう。

【事業者の取組】

- 事業所における室温の管理を徹底し、クールビズやウォームビズに努めましょう。
- 食料や飲料水、生活必需品の備蓄を行いましょう。
- 防災グッズを準備しましょう。
- 災害時の物流ルートや燃料供給に関して検討をしておきましょう。
- 事業活動における熱中症対策を徹底しましょう。

取組の目標2．ものを大切にしながら、ルールを守りごみを減らそう

(1) 3R（リユース・リデュース・リサイクル）の推進

【市の取組（環境施策）】

- 公共施設におけるごみの発生抑制及び省資源化の強化を図ります。
- 廃棄物の発生抑制と資源化に関する意識啓発と情報提供を行います。
- 家庭から出た剪定枝をチップ化する機械を貸し出して、自然の堆肥化によりごみの減量化を図ります。
- リサイクル資源となるペットボトルキャップや入れ歯、インクカートリッジなどの回収を推進します。
- 封筒、コピー用紙など、市・市民・事業者による再使用の促進を図ります。
- フリーマーケットなど、不用品の交換活動の活性化を図ります。
- 市の事務における物品の購入、使用、廃棄に当たっては、「グリーン購入法」に基づき、環境にやさしい物品等の購入を図るとともに、リサイクルの推進に努めます。
- 資源ごみの分別収集の徹底を図るとともに、PTA・子ども会などの団体による資源回収を促進し、リサイクルの推進を図ります。
- 学校給食の残菜の処理について生ごみ処理機による堆肥化に努めるとともに、地域や関係機関への活用を図ります。
- 3R（リユース・リデュース・リサイクル）活動を普及促進するため、「広報しらおか」などにより情報提供を行うとともに、学校や市民に向けた学習機会を設け、市民一人一人の意識の高揚を図ります。
- 市主催会議やイベント参加者へのマイボトル持参を呼びかけます。
- 埼玉県プラごみゼロウィークのPRを通じて、プラスチックごみを出さないライフスタイルへの変換を呼びかけます。

【市民の取組】

- 商品を選ぶときには環境に配慮した材料を用いているもの、長く大切に使えるものを選びましょう。
- 買い物をするときには、不要なものは買わず、エコバッグを携帯し、過剰な包装は断りましょう。
- 日常生活において廃棄物の3R（リユース・リデュース・リサイクル）を意識し、実践しましょう。
- 市民同士の交流を深め、互いに協力し合い、ごみの抑制や3R（リユース・リデュース・リサイクル）に努めましょう。
- 自らがリサイクルに努めるとともに、市などが行う分別・回収に積極的に協力しましょう。
- 再生品、リサイクル品等を積極的に利用しましょう。
- 資源ごみの分別を徹底するとともに、PTA・子ども会などの団体による資源回収に協力しましょう。
- ごみに関する環境学習やボランティア活動に参加し、ごみ問題の改善に向けて積極的に取組みましょう。
- ごみ収集時には分別を徹底し、ごみの資源化・再利用や、リサイクルコスト削減に努めましょう。

【事業者の取組】

- 製品の製造に当たっては、製造、使用から廃棄までの環境負荷の低減を図り、環境配慮設計を心がけましょう。
- 事業活動において廃棄物の3R（リユース・リデュース・リサイクル）を意識し、実践しましょう。
- 商品調達の際には、環境に配慮した商品を優先的に選ぶグリーン購入法の考え方を実践しましょう。
- 自らがリサイクルに努めるとともに、分別・回収に協力しましょう。
- 事業所内において、ごみ抑制に努めるとともに、従業員一人一人の意識啓発と市内の環境保全活動への参加を推進しましょう。
- 事業所内において、廃棄物の再資源化に積極的に取組みましょう。

（２）安心安全で環境にやさしいごみ処理の推進

【市の取組（環境施策）】

- ごみ処理・し尿処理施設の適切な維持管理及び効率的かつ効果的なごみの分別・収集体制の確立を促進します。
- 産業廃棄物の適正な処理について、関係機関に対して適正な処理施設の設置を働きかけると同時に、事業者に対して適正処分に努めるよう促進します。

【市民の取組】

- ごみの分別やごみを出すときのルール・マナーを守りましょう。
- 電化製品を廃棄する際は、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」に基づく適切な廃棄方法で行いましょう。
- 食べきり、水きり、使いきりの「3きり」を徹底しましょう。

【事業者の取組】

- 効率的なごみの分別に努めましょう。
- 事業所内で発生した廃棄物は適正に処理するとともに資源化を図り、ごみの減量化に努めましょう。
- 事業に伴うごみの抑制を図り、従業員の意識啓発に努めましょう。

■地球環境における数値目標

項 目	基 準 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	目 標 (令和 12 年度)
住宅用太陽光発電システム設置助成による 最大出力量累計	83kW	425kW	850kW
防犯灯の LED 化率 (LED 化防犯灯／市内防犯灯総数)	30%	39%	46.5%
公共施設への太陽光発電システム設置基数	6 基	7 基	8 基
住宅用創エネ・省エネ機器設置費用 累計助成件数	50 件	250 件	500 件
市役所庁舎電気使用量	1,016,412kwh	955,427kwh	904,606kwh
市役所庁舎水道使用量	4,496m ³	4,226m ³	4,001m ³
公用車燃料使用量 (ガソリン、軽油)	21,096ℓ	19,830ℓ	18,775ℓ
コピー用紙購入枚数 (A 4 換算)	4,842,500 枚	4,551,950 枚	4,309,825 枚
環境学習会・講座累計参加者数	59 人	350 人	700 人
市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量	784g/人・日	746 g/人・日	738g/人・日 (R11 年度目標) ※
リサイクル率 (蓮田市を含む)	21.0%	25.3%	25.3% (R11 年度目標) ※
埋立処分量 (蓮田市を含む)	1,032t	794t	769t (R11 年度目標) ※
し尿・浄化槽汚泥処理量	7,394 kℓ	6,912 kℓ	6,780 kℓ (R11 年度目標) ※

※蓮田白岡衛生組合が策定した一般廃棄物処理基本計画で位置付けられた目標年次

※住宅用創エネ省エネ機器設置費用助成件数と環境学習会・講座累計参加者数の累計の目標は令和 3 年度以降の累計とする。



市内のスーパーマーケットに設置されているリサイクルステーション

【人づくりに関すること】
私たちの明日と未来のため、
あらゆる世代が環境問題に取り組むまちを目指して

**取組の目標 1．地球環境問題や、市のより良い環境について考え、
取り組む人を育てよう**

（１）環境教育・学習の推進

【市の取組（環境施策）】

- ボランティア団体などと連携しながら、自然環境に関する学習会の開催など、学校や市民に向けた学習機会の拡大を図ります。
- 保育所や児童館などにおいて、児童や親子向けの環境学習、体験学習などを実施します。
- 環境関連事業の実施や、学校の授業における環境関連の副読本の活用などにより、学年に応じた環境教育や意識啓発を推進します。
- 学校や社会教育関係団体等と連携し、植栽・緑化活動、緑のカーテン事業などを通じた緑化意識の高揚やエネルギー問題に関する啓発を図ります。さらに、緑化活動を推進する人材の育成に努めます。
- 自然学習指導者や公園ボランティアなどの育成を図ります。
- 人づくりや社会教育において、エネルギーに関わる様々な環境問題と資源・エネルギーの消費及び排出物の増加につながる生活様式を見直す教育を進めます。
- 自然観察や自然保護のイベント等の情報を積極的に発信し、参加者の拡大を図るとともに、市民が自然を体験できるふれあい活動を推進します。
- 「ウィークエンドいきいき体験教室」など、親子で活動することができる学習機会の充実を図るとともに、「町ぐるみん白岡」の活動を支援し、多様なプログラムの提供に努めます。
- 学校において、避難訓練や交通安全教室、施設設備の安全点検・危機管理対策等を確実に実施し、児童・生徒の安全確保を図るとともに、自他の生命を尊重し、日常に潜む危険や自然災害に対して的確に判断し行動できる児童・生徒の育成を目指します。
- 自然や文化などの地域特性を活かし、まち独自の魅力を創出することができるイベントの開催を支援します。
- 街並みの緑地景観は、道路に接する塀や庭先、窓辺等の緑化が重要な要素となることから、緑化については、住民同士による自主的なルールづくりの支援を進めます。

【市民の取組】

- グリーンツーリズムなどのエコツアーに参加し、環境について楽しみながら学べる機会を多く持ちましょう。
- 自然観察会や環境学習に関心を持ち、参加しましょう。
- 家庭において、環境について話し合う機会を設け、一緒に考えましょう。
- 子どもたちが将来にわたり、健康的な食生活を実践できるよう、食に関する正しい知識を身につける「食育」への取組を行いましょう。
- 行政区や地域コミュニティなどで環境について話し合う機会を設け、様々な交流を通して、社会との関わりを深め、モラルの向上を図りましょう。

【事業者の取組】

- 市や地域における環境学習の機会などに参加するとともに、企業として協力しましょう。
- 事業所の環境への取組について、地域へ周知を図るため、事業所の見学会などを検討しましょう。
- 事業内容や環境保全活動を定期的に開示し、意見交換などを行い、社会の評価に耳を傾け、地域とのコミュニケーションを図りましょう。

（2）環境保全のための意識啓発活動の推進

【市の取組（環境施策）】

- 自然や自然観察のイベントなどについて、「広報しらおか」やホームページなどで積極的に情報発信をします。
- 各種行事における環境配慮製品やパンフレットなどの配布を通じて、市民の意識啓発を推進します。
- 人材バンクを活用した環境保全に関する意識啓発活動を展開します。
- 白岡市環境保全活動団体登録制度により、市内の環境に関連する団体の把握に努め、環境に関する情報提供や施策等の実施に当たって積極的な参加を呼びかけます。
- 地球環境に負荷の少ない生活への転換を促進するため、「広報しらおか」やパンフレット等により情報を提供するとともに、学校教育や社会教育等の機会を捉えて、温暖化対策に関する啓発を進めます。
- 市民が地球規模の環境問題を身近な問題として捉えて、常に地球環境を意識した取組を実践できるよう支援します。
- 学校や市民に向けた景観に関する学習活動を推進し、まちの景観づくりに対する市民意識の向上に努めます。

【市民の取組】

- 行政区や地域コミュニティなどで環境について話し合う機会を設け、様々な交流を通して、社会との関わりを深め、モラルの向上を図りましょう。
- 市の環境保全に対する取組や、環境関連のイベントや行事に積極的に参加しましょう。
- 環境に関連する団体同士の交流に努めましょう。
- 家庭や地域の身近なところから実践できる環境配慮行動を見つけて、実践しましょう。

【事業者の取組】

- 環境関連のイベントや行事に参加しましょう。
- 市の環境保全に対する取組に積極的に参加し、従業員の環境配慮行動を促すための体制やしくみをつくり、周知徹底に努めましょう。
- 事業内容や環境保全活動を定期的に開示し、意見交換などを行い、社会の評価に耳を傾け、地域とのコミュニケーションを図りましょう。
- 従業員に対して、環境保全に関する勉強会などを開催し、意識向上に努めましょう。

■人づくりにおける数値目標

項 目	基 準 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	目 標 (令和 12 年度)
環境学習会・講座累計参加者数（再掲）	59 人	350 人	700 人
生涯学習事業参加者数（自然・環境関係）	243 人	250 人	300 人
市内小・中学校における SDG s をテーマにした環境学習の実施	32 回	年間 48 回以上	年間 80 回以上
緑のカーテン活用講座累計受講者数	41 人	250 人	500 人
市民の白岡市環境基本条例の認知度 (名前も内容も知っている)	2.3%	10.0%	15.0%
市民の白岡市環境基本計画の認知度 (名前も内容も知っている)	3.1%	10.0%	15.0%

※環境学習会・講座累計参加者数と緑のカーテン活用講座累計受講者数の累計の目標は令和 3 年度以降の累計とする。